新潟県立大学地域連携推進センター規程

(平成21年4月1日規程第37号)

改正 平成23年3月8日

改正 令和2年2月18日

改正 令和4年3月23日

改正 令和5年2月13日

改正 令和5年9月26日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立大学学則第7条第3項の規定に基づき、地域連携推進センターに関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地域連携推進センターは、新潟県立大学(以下「本学」という。)の地域連携及び産学官金等との連携の総合窓口として、地域住民、NPO、企業、行政及び大学等との交流によって、地域社会との緊密な連携を推進し地域社会の発展向上のための支援を行うことで、本学の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

(業務)

- 第3条 地域連携推進センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行うものとする。
- (1)産学官金等との連携に関する業務
- (2)地域社会の諸活動に対する専門的な支援や地域課題に係る調査研究に関する業務
- (3)研究実験室等の提供
- (4)試験研究等の設備の提供
- (5)公開講座、研究成果発表会等の開催に関する業務
- (6) 大学間連携、その他高等学校等との連携に関する業務
- (7) その他地域連携推進センター設置目的の達成に必要な業務
- (利用者の範囲)
- 第4条 地域連携推進センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1)地域住民
- (2)NPO、企業、行政の関係者
- (3)大学等の関係者
- (4) 本学の教員
- (5) その他学長が必要と認めた者

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第5条 地域連携推進センターの運営に関し必要な事項を審議するため、地域 連携推進センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 地域連携推進センターの事業計画及び運営経費に関する事項
- (2) 地域連携推進センターの施設・設備の改善に関する事項
- (3) 地域連携推進センターの中期目標・計画及び評価に関する事項
- (4) その他地域連携推進センターの運営に関する事項

(構成)

- 第7条 委員会は、地域連携推進センター長並びに各学部及び附置研究所から 選出された教員それぞれ2人以内の委員をもって構成する。
- 2 前項に定める委員のほか、地域連携推進センター長が必要と認める者を委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、地域連携推進センター長をもって充てる。
- 3 副委員長は、各学部及び附置研究所から選出された委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

(定足数及び議決の方法)

- 第10条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(客員教員等)

- 第11条 地域連携推進センターの目的を達成するため、地域連携推進センター に客員教授、客員准教授及び客員研究員並びに特任教授(以下「客員教員等」 という。)を置くことができる。
- 2 客員教員等の称号の付与については、新潟県立大学客員教員等に関する規程に基づき、学長が行う。

(産学官金連携コーディネーター)

第12条 地域連携推進センターに産学官金コーディネーターを置くことができ

る。

(専門委員会)

第13条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第14条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第15条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、地域連携推進センターの管理運営に関 し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人新潟県立大学定款附則第3項の規程により県立新潟女子短期 大学が廃止されるまでの間においては、第2条に規定する「新潟県立大学」 については、「新潟県立大学及び県立新潟女子短期大学」と読み替えるもの とする。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和5年9月26日から施行する。